

## 保健・給食関係 1学期

### <校内環境について>

- 玄関、食堂、静養室、保健室、トイレ、図書室前、寮室前にアルコール消毒液を設置、手指の消毒を行う。（児童には、石けん使用の手洗いを基本とするように指導する。）
- 校内の消毒について・・・1日1回以上行う。場所別のチェック表で消毒後サインをする。
  - ①手すりやドアノブ、トイレ、水道蛇口（共有部分）→用務主事
  - ②各教室・保健室（机・いす・スイッチ・ドアの取っ手など）→各担任、専科担当、養護教諭  
・・・児童下校後に実施
  - ③寄宿舍各寮室、3階多目的室・自習室、遊具→寄宿舍指導員（勤務者で分担）
  - ④風呂場→用務主事
  - ⑤静養室→看護師・・・早番・遅番の退勤時
  - ⑥食堂：テーブル（食前食後）・水道蛇口・扉取っ手・窓の鍵など→栄養士、調理員

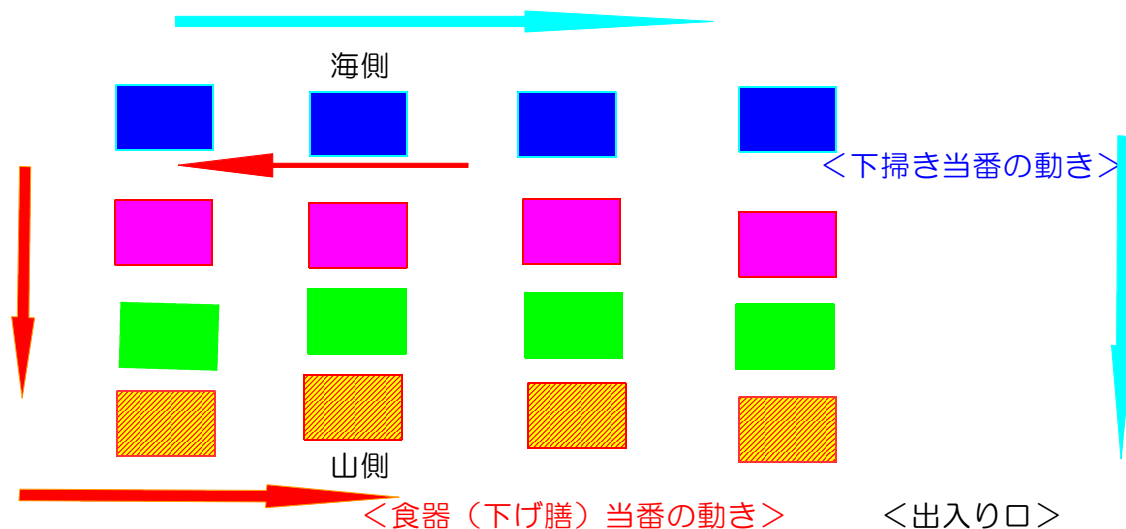
\* 消毒液と方法について→次亜塩素酸ナトリウム液または消毒用エタノール等

用務主事が大きな入れ物に消毒液を作っておき、各担当者がペットボトルなどの入れ物に入れて持って行く。（学校・寄宿舍）  
消毒液をペーパータオル等に含ませて拭き、自然乾燥させる。金属部分に使用した場合は、10分程度たったら水拭きをする。  
静養室と保健室は各担当が消毒液を作る。

- ゴミ箱・・・使用済みマスク、ティッシュ、消毒ペーパーはビニール袋に入れて捨てる。  
各教室、各寮にビニール袋をゴミ箱に用意する。  
（学校は、下校後の掃除の後、ビニール袋を取り替える。）
- 学校棟の廊下の窓は、登校後から下校時まで開けておく。
- 教室の窓は必ず休み時間ごとに開ける。
- 流しは、蛇口を変えた場所を使用する。
- 学校棟の流しは、一つの流しを使用できるのは5人までとする。一斉の手洗いと歯磨きを行うときは、3・4年生は2階流し、5・6年生は1階流しで行う。
- ビニールシートを天井からつるし、歯みがき時の個々の距離がとれるようにする。
- 歯磨きをするときに、手洗いも行うように指導する。

<食事関係>

- 食堂の入り口に手指用消毒液を置き、入るときに各自消毒を行う。
- 食堂は窓を開け、換気を常に行う。雨天時は雨の吹き込みに注意する。
- 食堂の座席は、朝食・昼食・おやつ・夕食とも同じ座席で、1テーブル1～2名が座り、向かい合わせにならないようにする。食堂では、必要以外しゃべらない。食べ終わったらマスクをつける。マスクをつけても、おしゃべりはしない。(常に)
- 食堂のテーブルは15個使用、海側の椅子は、必要ないものは食堂の海側後ろに片付ける。
- 各テーブルの配膳は、箸やスプーン等・牛乳も含めすべて調理員が配膳する。ご飯とお茶も調理員が茶碗に入れて配膳する。箸立ては使用しない。
- 食事中的上ふき布巾やお茶のおかわりを児童が各自で行うのは帰校後4日経ってから行う。その際は必ずマスクを付けて行う。(4/14～開始)
- 偏食や少食指導用の取り分け皿対応などは帰校後4日は行わない。(4/14～開始)
- 大盛り希望の対応は、帰校後1週間後(4/18)の昼食から行う。
- 片付けは海側または山側から1列ずつ行い、当番は食器・ゴミ片付け(下げ膳)と下掃きとする。食器は各テーブルでまとめて、カウンターに児童が運ぶ。



- 残菜の片付けは、職員がバケツに入れる。
- 「ごちそうさま」の時刻は帰校後4日間は全員同じにする。
- 選択給食とバイキング給食について、1学期は、事前注文の選択給食を行う。注文した献立を配膳してもらう。
- 体調不良等の場合の食事について、必要があれば看護師・栄養士・厨房で連絡を取り合って体調に合わせたもの(消化のよいものなど)を用意する。
- 静養室で経過観察を行う児童の食事は使い捨ての容器を使用する。水分補給も紙コップを使用する。

## <保健関係>

- 全員（児童・職員）、マスク着用で生活する。できれば不織布マスクを使用する。マスクの機能について児童に再度確認、指導する。
- 運動時は、換気の良いところで2m以上間隔を開けてマスクをはずしてもよい。
- 朝は6時35分から、夕方は6時35分からを検温時間とする。寄宿舍指導員が放送で検温の合図を行う。各児童が検温表に記入し、職員が確認する。
- 学校のある日は、4校時終了後に教室で検温を行う。学校が休みの日は、昼食後に各寮で検温を行う。
  
- 37, 5℃以上の場合は、静養室のベットがある部屋「体調観察部屋」で休ませる（隔離）。原則通院せず、保護者に連絡して自宅へ帰す。病状によって通院が必要な場合はその都度相談する。
- 熱が37, 4℃以下でも咳症状が強い場合は、静養室「体調観察部屋」で休ませ体調の経過観察を行う。体調によっては、37, 5℃以上の場合に準じる。
- 静養室のベットがある部屋を「体調観察部屋」（いわゆるイエロー・レッドゾーン）として、学校の授業中に発熱等がみられた場合も、学校保健室ではなく、静養室「体調観察部屋」で対応する。養護教諭と看護師が連携対応する。
- 静養室「体調観察部屋」は、普段から他の児童は使用させない。
- 静養室「体調観察部屋」に児童が入室した場合は、静養室内にポータブルのトイレを用意する。入室児童は、静養室内のポータブルトイレを使用する。
- 静養室は治療スペースと「体調観察部屋」を分けて、出入り口も分ける。
- 静養室での治療は、決まった出入り口から出入りをし、部屋の中には、1～2名が入るようにする。
  
- 静養室と保健室の本は、貸し出し可とする。（室内で読む）
- ぜん息児使用のピークフローの口は、毎日ミルトンで消毒する。〈看護師〉
- 歯ブラシ・歯ブラシ置きを、毎日消毒する。〈授業日：養護教諭、休日：看護師〉  
歯磨き剤は、学級管理とする。
  
- 手洗い・うがい・換気（1時間に1回10分）をしっかりと行う。手洗いとハンカチの使い方について繰り返し指導する。
- 入浴は1班15分、完全入れ替え制とする。
- 特に、入浴時と歯みがき時のマスクをはずす場面での感染予防対策に気を付ける。

### \* 健康診断関係

区のガイドラインに沿って、行っていく。

- \* 給食指導・保健指導とも、始業式日や帰校日に、生活指導委員会や寄宿舍担当と協力して感染対策についての全体指導を児童に行う。